県内で50代(50~59歳)の就農希望者に対し、研修を行う研修機関の皆さまへ

令和元年度補正予算 新規就農支援緊急対策事業

[農林水産省補助事業]



「シニア世代(50代)の新規就農者に向けた 農業研修支援事業第2回募集」のご案内

シニア世代(50代)の新規就農希望者に対して行う研修を助成する「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」に参加する研修機関(都道府県、農業大学校、市町村、JA、またはこれらのいずれかを構成員に含む協議会等)を募集します。

事業対象となるのは、研修開始時点で50歳~59歳までのシニア世代の就農希望者に対して、農業技術等を習得するための研修を実施する「研修機関」です。

本研修支援事業の実施を希望される場合、「一般社団法人熊本県農業会議」(裏面参照)までご相談下さい。

助成内容

【助成額】

研修生1人あたり年間最大120万円

※以下(1)+(2)で最大120万円。以下(2)を請求しない場合、(1)のみで120万円の請求をする事も可。

【助成額內訳】

(1)研修指導経費助成 年間最大120万円

研修機関の研修指導者がシニア世代の研修生に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための指導を行う事に対して「指導謝金」(1人の研修指導者毎に1時間当たり2,400円)等を助成します。

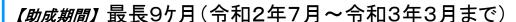
(2)研修実施事務費助成 年間最大12万円

研修実施のために直接必要となる事務費用の一部を助成します。

※注 (1)の指導経費助成と合計して120万円を助成条件とします。

(対象事務費用の内訳)

- ①研修機関が研修実施するために雇用した者に支払う実働に応じた単価。
- ②研修実施のための専門知識提供、資料収集・整理、事務補助等の協力者に対して支払う謝金。
- ③研修実施のための資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等に掛かる旅費。
- ④研修実施のための取得価格5万円未満の消耗品費。
- ⑤研修実施のための会議資料等の印刷製本費。
- ⑥研修実施のための電話代、郵送料等の通信運搬費。
- ⑦研修実施のためのパソコン、教育機材等の使用料及び賃借料。等



募集•研修期間

[募集期間]令和2年4月16日(木)~5月15日(金)必着(消印有効ではないため要注意)

[研修期間]令和2年7月 1日(水)~最長9ヶ月間

[最終審查]令和2年6月24日(水)(予定)



事業参加にあたっての主な要件

【研修機関等の主な要件】

必ず、募集要領にて 詳細をご確認下さい。

- ア 研修機関としては、①都道府県(農業大学校を含む)、②市町村、③JA連合会、④JA、⑤公益社 団法人、⑥一般社団法人、⑦一般財団法人、⑧特定非営利活動法人が運営する組織。又はこれ らのいずれかを構成員に含む協議会組織。
- イ 就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う事が出来ること。
- ウ 研修生に十分な指導が出来る農業経験5年以上の研修指導者を置くこと。研修指導者は、研修機 関の職員又は構成員とする。農業経験は、普及指導員やJA営農指導員、農業教育機関の教職員 等の期間を含む。
- エ 本研修と重複するシニア世代向けの国や県、市町村等の研修助成を受けていないこと。
- オ 研修生が負担する受講料等の費用と本事業による助成が重複しないこと。
- カ 研修生1人当たり年間50時間以上の研修時間を確保すること。
- キ 研修期間中は研修生に傷害保険に加入させるよう努めること。

【研修生の主な要件】

- ア 強い就農意欲を有し、研修開始時点で50歳以上、60歳未満の者。
- イ 研修終了後1年以内に①独立・自営就農、②親元就農又は③雇用就農すること。
- ウ 独立・自営就農する場合は、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受ける意志 があること。
- エ 親元就農する場合は、家族経営協定を結び研修生の責任や役割を明確にすること。又は認定新規就 農者の認定を受ける意志があること。
- オ 雇用就農する場合は、期間の定めのない雇用契約を締結する意志があること。
- カ 過去の農業経験が5年以内の者。
- キ 原則として、過去に農の雇用事業又は農業次世代人材投資事業(旧、青年就農給付金)の準備型研修を受 けていないこと。

応募申請の流れ

研修開始時点で年齢50歳 代の研修生を受入



県農業会議へ 応募書類提出



応募書類確認•個別 面談(随時実施)



県農業会議にて内部審査会 開催及び応募書類の送付

研修開始



全国農業会議所で最終審査会開催及び審査 結果通知(研修開始の前月中下旬開催)

研修開始後の流れ

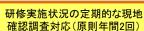
研修開始



研修計画に沿った研修実施。

- ・指導者:指導日誌の記録。
- ·研修生:業務日誌の記録。
- ·研修出欠簿(研修日·研修時間管理簿)の記録

研修生は日本農業技術検定受験。 (年2回、7月・12月開催)



定期的に研修実績に係わる助成金申請書の提出。 •7月~11月分(5か月)を12月提出。

- •12月~3月分(4か月)を4月提出。

県農業会議・全国農業会議所で不備確認・解消後 に全国農業会議所を通じて助成金支払い。

お問い合わせ先 「(一社)熊本県農業会議」(岩崎、出田)へ

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁内 TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

シニア世代の新規就農 全国新規就農相談センター

検索



← 「募集要領」、「応募申請様式」は左記で

募集情報QR CODE 入手下さい。

※募集情報HP https://www.be-farmer.jp/service/senior/